

介護予防支援等重要事項説明書

1 指定介護予防支援事業所の概要

(1) サービス提供地域等

事業所名	第二光陽苑地域包括支援センター
所在地	練馬区関町北5丁目7番22号
介護予防支援事業の指定	練馬区指定 事業所番号 1372000227
サービス提供地域	石神井台2・5～8丁目、関町北4・5丁目、関町東2丁目
第三者評価の実施状況	無し

(2) 職員体制（令和7年4月1日現在）

管理者	1名	主任介護支援専門員等	1名以上
介護予防支援担当 (介護支援専門員)	2名以上	保健師または看護師	1名以上
		社会福祉士	1名以上

(3) サービス提供時間

月曜日～土曜日	日曜日・祝日
8:30～17:15	休業日

※ 年末年始（12/29～1/3）は休業。

(4) 担当職員

介護予防支援の提供にあたり担当する職員は介護予防支援等重要事項説明書別紙のとおりです。

2 運営方針

- (1) ご利用者が可能な限りその居宅において、自立し日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (2) ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立に向けて利用者の選択から設定された目標を達成するため、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- (4) 練馬区、医療機関、介護保険サービス事業者、指定特定相談支援事業者、住民主体のインフォーマルサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

3 虐待防止【虐待の発生またはその再発を防止するため講じるべき措置としての内容】

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し研修を定期的を実施します。
- (4) 上記(1)～(3)までを適切に実施するためにセンター長を担当者と定めます。

4 感染症の予防およびまん延の防止のための措置

- (1) 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置をし、定期的を開催するとともにその結果を担当職員に周知します。
- (2) 感染症予防およびまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 感染症予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的を実施します。

5 業務継続計画の策定

- (1) 感染症や、非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

6 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

以下の要件を満たした場合に、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行うことがあります。

- (1) ご利用者から文書により事前に同意を得ます。
- (2) サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ます。
 - ① ご利用者の心身の状況が安定していること。
 - ② 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートも含む)。
 - ③ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、ほかのサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- (3) 少なくとも6か月に1回は利用者の居宅を訪問します。なお、月に1回はモニタリングの結果を記録します。

7 利用料金

- (1) 介護予防サービス計画費および介護予防ケアマネジメント費の自己負担は原則ありません。ただし、保険料の滞納等している場合は、一旦当事業者がご利用者から1か月当たりの法定料金を頂戴し、サービス提供証明書を発行いたします。後日、ご利用者がこのサービス提供証明書を練馬区の介護保険課に提出されますと、全額払戻しがされます。
- (2) 担当職員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いを求める場合があります。

8 介護予防支援等の提供開始に際しての同意事項

- (1) 介護予防サービス計画等は前記2に規定する運営方針およびご利用者の希望に基づき作成されるものであり、ご利用者は、担当者に複数の指定介護サービス事業者等を紹介するよう、求めることができます。併せて、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- (2) ご利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、ご利用者またはご家族は、担当職員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えていただくよう、お願いいたします。

9 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業者のご利用者からの相談・苦情担当

当事業者の介護予防支援等に関するご相談・苦情、および介護予防サービス計画等に基づき提供されている各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

(担当) 第二光陽苑地域包括支援センター センター長
電話 03-5991-9919

(2) 東京都および保険者（区市町村）の相談・苦情窓口

・練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 事務局

練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号 電話 03-3993-1344 Fax 03-3993-1344

・東京都国民健康保険団体連合会

千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 10 階 電話 03-6238-0177

10 当事業者の概要

法人名	社会福祉法人 泉陽会
法人代表者職・氏名	理事長 加藤 修一

事業所名	第二光陽苑地域包括支援センター
所在地	東京都練馬区関町北 5-7-22
電話番号	03-5991-9919

年 月 日

当事業者は、介護予防支援等の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

(事業者)

法人名	社会福祉法人 泉陽会
法人代表者職・氏名	理事長 加藤 修一
事業所名	第二光陽苑地域包括支援センター
所在地	東京都練馬区関町北 5-7-22

(説明者)

所属

氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防支援等についての重要事項の説明を受け、同意しました。また、交付を受けました。

(利用者)

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名